

議案第 89 号

京丹後市組織条例の一部改正について

京丹後市組織条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

本市の子ども・子育てに関することを総合的かつ一体的に推進し、施策を包括的に所管する「こども部」を設置するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市組織条例の一部を改正する条例

京丹後市組織条例（平成16年京丹後市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) こども部

第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) こども部

ア 子ども・子育てに関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は令和6年4月1日から施行する。

(京丹後市職員定数条例の一部改正)

2 京丹後市職員定数条例（平成16年京丹後市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「758人」を「888人」に、「392人」を「522人」に、「225人」を「95人」に改める。

(京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例の一部改正)

3 京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例（平成21年京丹後市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例

第1条中「京丹後市子ども未来まちづくり審議会」を「京丹後市子ども未来まちづくり審議会」に改める。

第9条中「教育委員会事務局」を「こども部こども未来課」に改める。

(京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

- 4 京丹後市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年京丹後市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部改正)

- 5 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例（平成29年京丹後市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

京丹後市組織条例(平成16年京丹後市条例第5号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市組織条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第5号</p> <p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため次の市長公室及び部を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 市長公室及び部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>京丹後市組織条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第5号</p> <p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため次の市長公室及び部を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) こども部</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 市長公室及び部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) こども部</u></p> <p><u>ア 子ども・子育てに関すること。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(京丹後市職員定数条例の一部改正)</u></p>

現行	改正案
	<p>2 <u>京丹後市職員定数条例(平成16年京丹後市条例第47号)の一部を次のように改正する。</u>  〔次のよう〕個別の新旧対照表  <u>(京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例の一部改正)</u></p> <p>3 <u>京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例(平成21年京丹後市条例第16号)の一部を次のように改正する。</u>  〔次のよう〕個別の新旧対照表  <u>(京丹後市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)</u></p> <p>4 <u>京丹後市立幼保連携型認定こども園条例(平成29年京丹後市条例第43号)の一部を次のように改正する。</u>  〔次のよう〕個別の新旧対照表  <u>(京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部改正)</u></p> <p>5 <u>京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例(平成29年京丹後市条例第44号)の一部を次のように改正する。</u>  〔次のよう〕個別の新旧対照表</p>

京丹後市職員定数条例(平成16年京丹後市条例第47号)新旧対照表(附則第2項関係)

現行	改正案
<p>京丹後市職員定数条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第47号</p> <p>第1条 (略) (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>758人</u></p> <p>ア 一般職員(イに掲げる職員を除く。) <u>392人</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>225人</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>京丹後市職員定数条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第47号</p> <p>第1条 (略) (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>888人</u></p> <p>ア 一般職員(イに掲げる職員を除く。) <u>522人</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>95人</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例(平成21年京丹後市条例第16号)新旧対照表(附則第3項関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例</u></p> <p style="text-align: right;">平成21年3月30日 条例第16号</p> <p>第1条 市のすべての子どもが健康で幸せに暮らせるまちづくりの推進及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項に規定する事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、<u>京丹後市子ども未来まちづくり審議会</u>(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第8条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>教育委員会事務局</u>において処理する。</p> <p>第10条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>京丹後市こども未来まちづくり審議会条例</u></p> <p style="text-align: right;">平成21年3月30日 条例第16号</p> <p>第1条 市のすべての子どもが健康で幸せに暮らせるまちづくりの推進及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項に規定する事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、<u>京丹後市こども未来まちづくり審議会</u>(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第8条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>こども部こども未来課</u>において処理する。</p> <p>第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>





- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

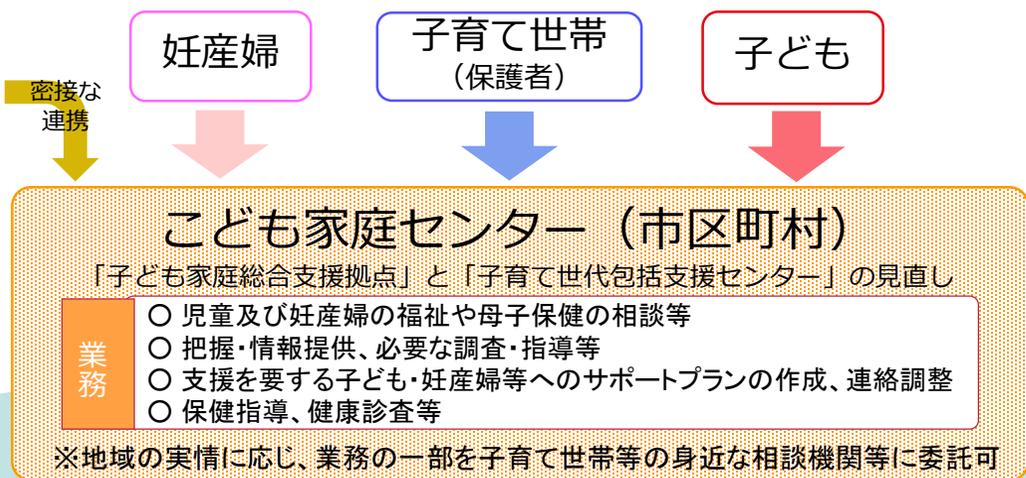
※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関

- 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う施設・事業を行う場を想定。
- 市町村は区域ごとに体制整備に努める。



出典：厚生労働省 自治体向け改正児童福祉法説明会資料



民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築

様々な資源による支援メニューにつなぐ



# 京丹後市新旧組織一覧

議案第89号 参考資料②

## 【現行】

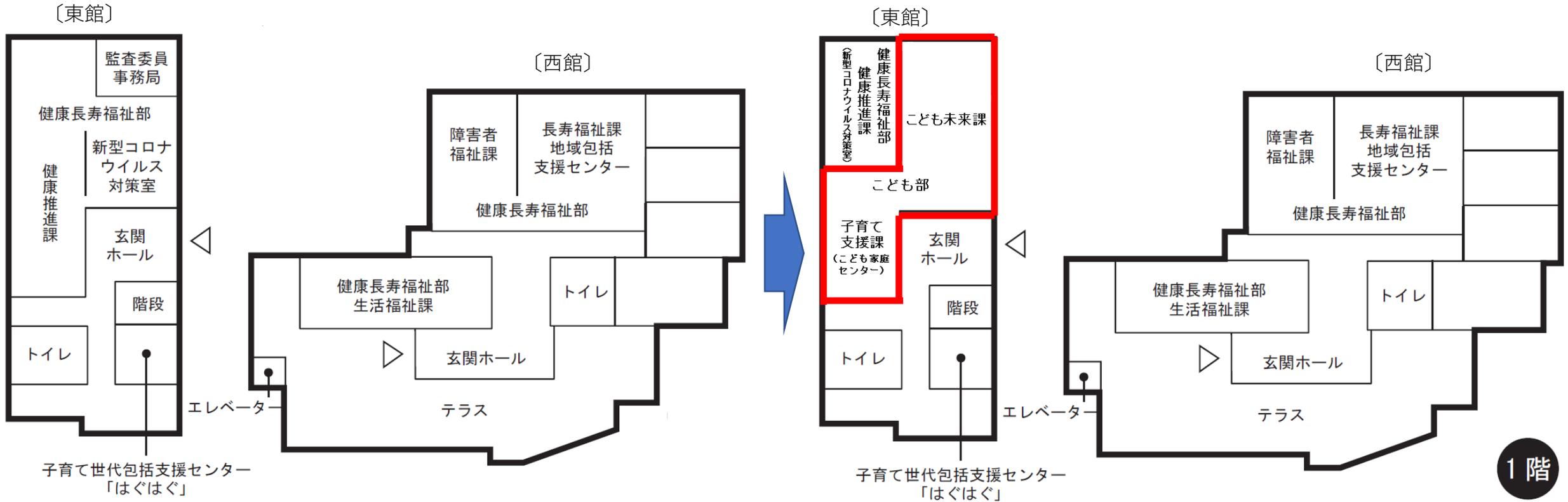
部等	課等
議会事務局	議会総務課
市長公室	政策企画課 <small>都市・地域拠点整備推進室</small>
	ふるさと応援推進課
	地域コミュニティ推進課
	峰山市民局
	大宮市民局
	網野市民局
	丹後市民局
	弥栄市民局
	久美浜市民局
	秘書広報広聴課
	人事課
総務部	総務課 <small>基地対策室</small>
	デジタル戦略課
	財政課
	財産活用課
	入札契約課
市民環境部	市民課
	生活環境課 <small>ゼロカーボン推進室</small>
	税務課
	保険事業課
医療部	医療政策課
健康長寿福祉部	生活福祉課
	障害者福祉課
	長寿福祉課
	健康推進課 <small>新型コロナウイルス対策室(予防係)</small>
農林水産部	農業振興課
	農林整備課
	海業水産課
商工観光部	商工振興課
	観光振興課
建設部	管理課 <small>国府事業推進室</small>
	土木課
	都市計画・建築住宅課
上下水道部	経営企画整備課
	施設管理課
教育委員会事務局	教育総務課
	学校教育課
	子ども未来課
	生涯学習課 <small>スポーツ推進室</small>
	文化財保存活用課
(会計管理者)	会計課
監査委員事務局	
農業委員会	
消防本部	

## 【改正案】

部等	課等
議会事務局	議会総務課
市長公室	政策企画課 <small>都市・地域拠点整備推進室</small>
	ふるさと応援推進課
	地域コミュニティ推進課
	峰山市民局
	大宮市民局
	網野市民局
	丹後市民局
	弥栄市民局
	久美浜市民局
	秘書広報広聴課
	人事課
総務部	総務課 <small>基地対策室</small>
	デジタル戦略課
	財政課
	財産活用課
	入札契約課
市民環境部	市民課
	生活環境課 <small>ゼロカーボン推進室</small>
	税務課
	保険事業課
医療部	医療政策課
健康長寿福祉部	生活福祉課
	障害者福祉課
	長寿福祉課
	健康推進課 <small>新型コロナウイルス対策室</small>
<b>こども部</b>	<b>子ども未来課</b>
	<b>子育て支援課</b>
農林水産部	農業振興課
	農林整備課
	海業水産課
商工観光部	商工振興課
	観光振興課
建設部	管理課 <small>国府事業推進室</small>
	土木課
	都市計画・建築住宅課
上下水道部	経営企画整備課
	施設管理課
教育委員会事務局	教育総務課
	学校教育課
	生涯学習課 <small>スポーツ推進室</small>
	文化財保存活用課
	(会計管理者)
監査委員事務局	
農業委員会	
消防本部	

# 峰山総合福祉センター

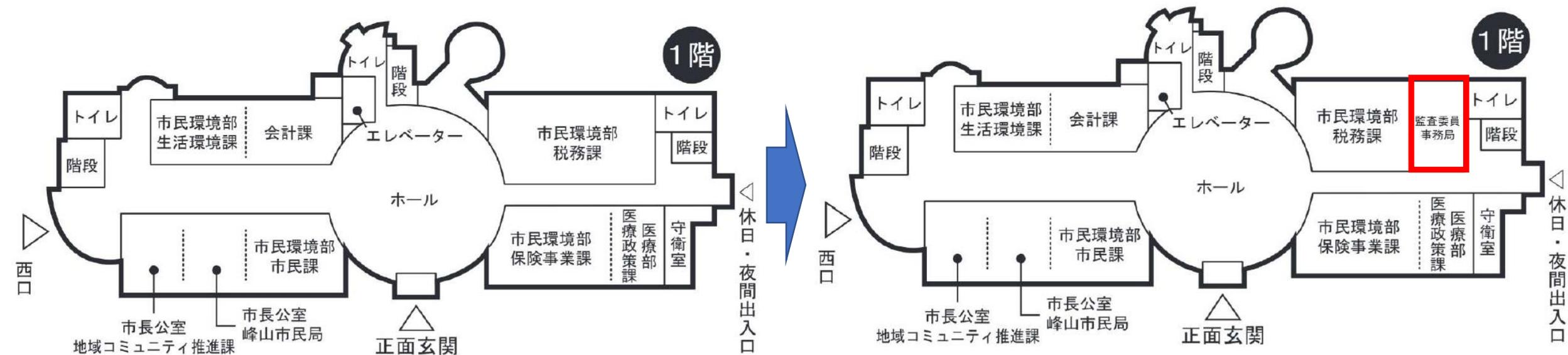
健康長寿福祉部  
こども部



1階

# 峰山庁舎

- 議会事務局
- 市長公室
- 総務部
- 市民環境部
- 医療部
- 監査委員事務局



【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 5 年 9 月 定例会

議案の 件 名	議案第89号 京丹後市組織条例の一部改正について				政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <b>条例</b> その他 ( )		
《政策等の概要》			《市民参加の状況》					
「こどもまんなか社会」の実現に向け、本市の子ども・子育てに関する ことを総合的かつ一体的に推進し、包括的に所管する「こども部」を新たに令 和6年度から設置するため、京丹後市組織条例の一部を改正するものであ る。			有 ・ <b>無</b> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)					
			《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)					
			総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
《政策等の必要性》			《将来にわたる効果及び経費の状況》					
令和5年4月1日にこども家庭庁が発足するとともに、市区町村におい て、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的な相談支援等を行う機能を 有する「こども家庭センター」の設置に努めることとした改正児童福祉法 (令和6年4月施行)等を踏まえ、子ども・子育てに関することを総合的か つ一体的に推進するため新たに部を設置する必要がある。			こども部を設置することにより、子ども・子育てに関することを総合的 かつ一体的に推進することができる。					
《提案に至るまでの経緯》			《総合計画等の整合》					
令和5年8月18日 例規審査委員会 令和5年8月22日、23日 教育委員会臨時会 ・教育委員会所管3条例一部改正の審議			総合計画 計画項目	25	子育て支援の総合的な推進			
			○その他の計画(該当する場合のみ)					
《政策等の実施時期》			計画名称					
令和6年4月1日			策定年度					
			計画期間					
			担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)			
			市長公室	政策企画課	有 ・ 無 京丹後市新旧組織一覧等			